

平成 28 年 11 月 30 日

受益者の皆様へ

ばんせい投信投資顧問株式会社

「ベストプロパティ・インカム（毎月分配型）」
の信託終了（繰上償還）予定のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より弊社商品に格別のお引き立てを賜り、誠に有難うございます。

さて、ご投資いただいております追加型証券投資信託「ベストプロパティ・インカム（毎月分配型）」（以下、「当ファンド」といいます。）につきまして、信託約款の規定に従い、下記の通り信託を終了（繰上償還）させていただく予定となりましたのでご案内申し上げます。

この信託終了（繰上償還）につきましては、「投資信託及び投資法人に関する法律」（以下「投信法」といいます。）の規定に基づき書面による決議をもって行います。

つきましては、本書面および「書面決議参考書類」をお読みいただき信託終了（繰上償還）に関する決議の賛否および必要事項を同封の「議決権行使書面」にご記入のうえ、弊社までお送りいただきますようお願い申し上げます。

なお、当ファンドの繰上償還に対して賛成いただける場合は、特に必要なお手続きはございません。

敬具

記

1. 信託終了（繰上償還）の理由

当ファンドは、平成 20 年 7 月 29 日の設定以来、信託約款に規定する基本方針に基づき運用を行ってまいりましたが、当ファンドの受益権の口数が、信託約款第 38 条に規定される繰上償還規定の「受益権の口数が 5 億口を下回る」状態が継続しております。

弊社としましては、当ファンドの運用を継続するための対応策の検討を重ねてまいりましたが、今後も純資産総額の増加が見込み難しく、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づく運用が困難な状況であると考えられるため、このまま運用を継続するよりも、信託を終了し、お預かりいたしました運用資産をお返しすることが受益者の皆様の利益に資するとの判断に至りました。

2. 信託終了（繰上償還）に係る書面決議^{*}の日程および手続き

(1) 日程

①受益者および受益権口数の確定日	平成 28 年 11 月 30 日（水）
②議決権行使期間	平成 28 年 11 月 30 日（水）～平成 28 年 12 月 15 日（木）
③書面による決議の日	平成 28 年 12 月 16 日（金）
④信託終了（繰上償還）予定日	平成 29 年 1 月 12 日（木）

※「書面決議」とは、投信法の規定に基づき投資信託の約款変更や信託終了（繰上償還）を行おうとする場合に、受益者を対象として、書面による決議を行い、可否を決める手続きをいいます。

<ご換金のお手続きについて>

議決権行使期間中、または書面決議の日以降においても、通常通り当ファンドの換金（解約）のお申込みを受付けます（お申込み不可日を除きます。）。その際の換金（解約）価額は、申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

(2) 手続き

対象となる受益者様	<u>平成 28 年 11 月 30 日現在の受益者の皆様</u> は、上記の議決権行使期間中に、委託者であるばんせい投信投資顧問株式会社に対して書面をもって議決権を行使することができます。
決定の方法	書面決議の結果、議決権を行使することができる受益者の議決権の <u>3分の2以上</u> にあたる賛成をもって可決されます。
書面決議の結果	<可決された場合> 予定通り平成 29 年 1 月 12 日をもって当ファンドの信託を終了（繰上償還）いたします。 <否決された場合> 書面決議により本議案が否決された場合には、当ファンドの信託終了（繰上償還）は行いません。この場合には、当ファンドの信託終了（繰上償還）を行わない旨を速やかに受益者の皆様にお知らせいたします。

書面決議の結果は、可決または否決いずれの場合でも、決議の日（平成 28 年 12 月 16 日）以降、弊社ホームページでご覧いただくことができます。

ホームページのアドレス <http://www.bansei-am.co.jp/>

3. 書面決議の方法について

同封の「議決権行使書面」に、当ファンドの信託終了（繰上償還）に対して賛成または反対される旨および必要事項をご記入のうえ、平成 28 年 12 月 15 日（必着）までに弊社宛てにお送りください。

「議決権行使書面」は平成 28 年 12 月 15 日到着分までを有効とさせていただきます。また、当決議におきまして議決権を行使されない場合（「議決権行使書面」をお送りいただかない場合）は、本議案に賛成するものとして取扱わせていただきます。したがって、賛成する場合には特段のお手続きをとっていただく必要はございません。

< 議決権行使書面送付先 >

〒104-0033 東京都中央区新川 1-21-2 茅場町タワー3F

ばんせい投信投資顧問株式会社

議決権行使書面受付係 宛

4. 議決権行使に関するご留意事項

同一の受益者の方が、重複して議決権を行使された場合で、議決権の行使の内容が異なるときは、すべての議決権に関して無効とさせていただきますのでご了承ください。

また、「本議案についての賛否」の欄に記載がない議決権行使書面をご提出いただいた場合は、賛成するものとして取扱わせていただきます。

5. 信託終了（繰上償還）決定後のご留意事項

(1) 取得の申込みおよび解約請求の受付について

以下の通りの取扱いとさせていただきます。

取得申込みの受付	平成 28 年 12 月 20 日（火）まで
換金請求の受付	平成 28 年 12 月 20 日（火）まで

※販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※下記「(4) 解約のお申込みに関するご留意点」も併せてお読みください。

(2) 繰上償還日までの運用について

信託終了（繰上償還）が決定した場合、償還金の支払い準備のため組入有価証券等を売却すること等により、繰上償還日までの期間においては運用の基本方針に基づいた運用ができなくなる点がある点についてご留意ください。

(3) 反対受益者様の受益権買取請求について

当ファンドは、日々基準価額が算出され換金可能な投資信託に該当するため、受託銀行に対する買取請求を行うことはできません。議決権行使書面にて反対された受益者様でご換金を希望される場合は、通常通り販売会社にお申込みください。

(4) 解約のお申込みに関するご留意事項

上記(1)の換金請求の受付期限日である平成 28 年 12 月 20 日（火）以前の換金請求であっても、他の受益者の方々の換金の状況により最終受益者となった場合には、通常の換金のお取り扱いとは

きず、繰上償還によるお取り扱いとなります。その場合、お申込時点から換金代金（償還金）のお支払いまでに、通常の換金の場合よりも日数を要する場合がございますのでご留意ください。

6. 個人情報の取扱いについて

議決権行使書面にご記入いただいた内容（個人情報）は、この度の信託終了（繰上償還）の書面決議の手続きに関する事務を処理するために利用いたします。また、当該個人情報は、書面決議の手続きを行うにあたり、弊社、販売会社および受託銀行（再信託会社を含みます。）の間で共有させていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

以 上

本件に関しまして、ご不明の点がございましたら、下記までお問い合わせください。なお、お客さまの口座内容等に関するご照会は、お申込されました販売会社にお問い合わせください。

ばんせい投信投資顧問株式会社

電話番号：03-3523-8118（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで）